

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十二号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

10	特定非営利活動法人市民シアター ・エフ	埼玉県深谷市深谷町九番十二号
----	------------------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。